

橋本市農機具登録制度(農機具バンク)実施要項

1. 目的

市内における不要となった農機具の有効活用を通して農業者の支援を図るため、農機具登録制度(農機具バンク)の実施について必要な事項を定めるものとします。

2. 定義

「農機具バンク」とは、市が、市内にある使用可能な農機具で譲渡可能なものをその所有者からの申請に基づき登録し、当該登録した情報を農機具等の譲受を希望する農業者に提供する農機具登録制度のことです。

農機具バンクで登録可能である「農機具」とは、トラクター・耕運機・草刈機・動力噴霧機・スピードプレイヤーなどの農業用機械のことを指します。

【農機具を登録したい方】

3. 農機具の登録申請

「農機具バンク登録申請書」に必要事項を記入の上、申請書を橋本市農林振興課まで提出すること。ただし、登録する農機具については、現在使用可能である農機具に限ります。

登録申請書の提出があった場合、市がその内容・農機具の使用可否等を確認の上、適当と認めるときは農機具バンクに当該農機具を登録し、不適当と認めるときは農機具バンクに当該農機具等を登録しないこととします。

4. 情報の公表

登録農機具等の型式、写真その他の情報で農機具バンクの円滑な運営のため必要と認めるものを、市のホームページへの掲載その他の適当と認める方法により公表するものとする。

5. 農機具登録の取り消し

登録農機具等について、下記のいずれかに該当するときは、農機具バンクの登録を取り消すこととする。

- (1) 所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録をした日から2年を経過したとき。
- (3) 所有者から農機具バンクの登録を抹消する旨の申し出があったとき。

【農機具を譲り受けた方】

6. 農機具バンクの利用申請

「農機具バンク利用申請書」に必要事項を記入の上、申請書を橋本市農林振興課まで提出すること。

申請者が次項に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該申請に係る登録農機具の所有者及び当該申請者に通知するものとする。

7. 農機具バンクの利用者要件

農機具バンクを利用し、登録農機具を譲り受けることが下記のいずれかの要件を満たしていなければならない。

(1) 本市に居住し、本市で農地を所有している者であること(農地基本台帳への記載)。

(2) 本市に居住し、本市で農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を行い、その農地を耕作している者であること

【登録者と利用者の交渉について】

8. 登録者と利用者の交渉

登録農機具の所有者と利用者との当該登録農機具の譲渡に関する交渉は、当事者同士が行うものとし、市は、直接これに関与しないものとする。なお、連絡先等必要事項については市担当よりお知らせします。

【その他】

9. その他

この制度は、転売など農業に供さない取得については禁止とします。